

日 時 令和7年10月8日(水) 14:45～16:05

会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員(会長) ほか8名(学識経験者3名、利用者代表6名)

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8名

【傍聴】 9名

【報道機関】なし

1 開会

《事務局》

これより、第4回十日町市上下水道事業審議会を開催させていただきます。本日の審議会は委員12名中9名の委員が出席です。審議会規程第6条により、本会議が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めます。開会に当たり、上下水道局長の山田がご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

《上下水道局長》

第4回となりました上下水道事業審議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。前回の第3回審議会におきましては、これまでの審議内容を振り返るとともに、他の自治体との比較などを通して、人口密度などの地勢的な悪条件によって、当市を含む新潟県全体の使用料が全国水準に比べて高くならざるを得ない現状についてご説明させていただいたところでございます。

合わせて、委員の皆様のご意見を改めてお伺いしたところ、特に改定の程度、改定率について、それぞれのお立場を踏まえた貴重な意見を頂戴したところであります。

本日、第4回からは答申書の内容に関する審議が中心となります。これまでのご意見を基に、事前に案を作成し意見照会もさせていただいたところでございますが、改めてこの場でご審議いただければと思っております。

繰り返しとなりますが、将来にわたり、持続可能で安定した下水道事業が継続できますよう、本審議会において皆様から積極的なご議論を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《事務局》

それではこれより先は、規程第 6 条に基づき議長となる小松会長に進行を交代いたします。小松会長はよろしくお願いいたします。

《会長》

長岡技術科学大学の小松です。会長職を進めさせていただいております。今ほどの上下水道局長のお話と重なることも多いですが、私からも一言話させていただきます。これまでの審議会では、十日町市において、今後の持続可能な下水道経営のためには、下水道使用料の引上げはやむを得ず、必要であるとの合意が得られています。また、改定の程度については、前回の審議で全委員からご意見をいただき、ある程度一致した意見が多数を占めたと認識しています。本日は、答申書の文面についてを中心に審議を行っていきます。委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場も含めて、今回も活発なご議論をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告事項

《会長》

それでは、次第に基づいて進めたいと思います。次第 3（1）経過報告について、事務局から報告をお願いいたします。

（1）第 3 回審議会の経過報告

《事務局》

第 3 回十日町市上下水道事業審議会議事録のダイジェスト版をご覧ください。8 月 28 日に第 3 回を開催しておりまして、その議事録の要約版でございます。また、本日は全文版もお配りしておりますので、これらの配布を以って経過報告とさせていただきます。

なお、第 3 回ではそれまでの審議の振り返りなどを通して、全委員からご意見を頂戴し、そのご意見を取りまとめた中で、答申書（案）を作成させていただいたところでございます。この後の審議の題材になりますので、よろしくお願いいたします。経過報告については以上です。

《会長》

今ほど事務局から第 3 回審議会の経過について報告がありました。これについて何かご不明な点はございますでしょうか。事務局がマイクをお待ちしますので挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。特に無いようでしたら次に進みます。

4 審議事項

(1) 答申書の取りまとめについて

①各委員の意見一覧について

《会長》

続きまして、諮問事項の審議に移ります。次第4（1）答申書の取りまとめについてのうち①各委員の意見一覧についてを事務局から説明願います。

《事務局》

当日資料2をご覧ください。前回、全委員から意見を確認させていただきまして、今回の資料1に取りまとめておりますが、事前にたたき台を送付してお目通しいただいております。その際にいただいた修正点を取りまとめたものがこの当日資料2になっております。また、答申書（案）についてもたたき台を事前送付し、こちらもいただいた修正意見を取りまとめておりまして、記載のとおり修正を行っております。

それでは資料1をお願いいたします。これが、各委員の意見の一覧でございます。

改定の必要性の部分は、さまざまな事情をお汲み取りいただきまして、全員から改定は必要ということで、ご意見を賜っております。

続きまして、改定の程度ですが、これは各委員のお立場もある中で、さまざまなご意見が出たところでございます。ご意見の要点を補足の欄に記載をしております。今一度、ご自身の意見と相違がないかご確認いただければと思います。

続きまして、資料の下段にある「委員の意見整理表」をご覧ください。今ほどの改定の程度についての意見をグループ化させていただいたものになります。

意見のグループ	委員数
パターン①	1人
目指すべきはパターン①	3人
パターン①を目指しつつの段階的改定（各20%以下）	1人
パターン①を目指しつつのパターン②	4人
目指すべきはパターン②+さらなる段階的改定	2人
改定率は明記しない	1人

※パターン①：改定率約37.1%増（独立採算・赤字補填解消）

※パターン②：改定率約24.5%増（経費回収率80%維持、赤字補填抑制）

この中で色塗りをした部分ですが、公営企業の大原則であるパターン①を目指す必要はある、ただし市民生活等に一定の配慮が必要だという、この3グループのご意見が合計8名ということでございましたので、この後、審議する答申書（案）に関しましては、こちらのご意見をベースとした上で、その他のご意見を極力盛り込むよう作成をしたところでございます。説明は以上です。

《会長》

ありがとうございました。今ほど事務局から説明がありました。改めまして、各委員の認識のズレや、記載不足な点などございませんでしょうか。今一度、ご自身の改定の点あるいは不足についてご確認いただければと思います。特に、修正の対象となった委員のみなさま、よろしいでしょうか。それでは、特には無いようですので、議事を進めたいと思います。

②これまでの経営改善の取組について

《会長》

次に、事務局から②これまでの経営改善の取り組みについてを、説明願います。

《事務局》

当日資料1をご覧ください。審議といいますか、どちらかというと報告になりますが、下水道使用料を改定するにあたって大前提となる、私どもの経営改善の取り組みについて、答申書（案）の中でも若干触れる部分がありますので、報告をさせていただきます。資料に記載してある取り組みは、ほとんど水道事業とセットで行っているものですので、そういった観点でお聞きいただければと思います。

まず、①職員数の削減ということで、人件費の減額を狙った取り組みになりますけれども、市町村合併を平成17年にしておりまして、その時に正職員が56人おったところですが、令和7年度は26人ということでスリム化をいたしまして、必要な人数のみで頑張るということで取り組んでおります。

続いて、②組織統合ということで、職員数の削減の取り組みと重なる部分もありますが、当時、水道局と下水道課が独立して、それぞれ業務を行っていましたが、効率化を図るため統合しております。それによって、課や係、それから役職職員など、そういったものを削減し、また、両部門の連携強化ということで、これが一番大事だと思っておりますが、縦割りの部分を解消して効率的な運営を行っています。これが平成19年度からということでございます。

それから、本庁と支所の関係ですが、本庁と各4支所に拠点を設けておったものを、令和3年度までに、本庁と1支所（松代支所）とし、さらに令和6年度から松代事務所を廃止して本庁に統合し、効率化を図っております。

それから、③施設統廃合の推進です。前回の審議会の中で、当市の下水処理の仕組みが、5つの事業からなっているという説明をしました。その中の1つである、農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道へつなぎ込むという取組みで、これは人口減少などにより、それぞれの施設が若干オーバースペックになっておりますので、今の下水のあり方に合わせて統合していくという観点になります。既に終わっている地区もございますし、今年度は鑑島地区、令和10年度までに下条地区ということで、それぞれ進めることになっております。これにより、各施設ごとに概ね700万円から2,000万円程度の、経済的な効果があると見込んでおります。

続きまして、④業務の民間委託です。施設管理の包括的民間委託ということで、可能な限り施設管理を民間に委託しております。これにより、職員数の削減に当然つながりますけれども、何よりも高度な技術への対応というメリットがあります。市の正職員も人事異動がありますので、一朝一夕ではなかなかこういった技術が身につかないという中で、民間業者様の力を非常に頼りにしておるところでございます。

それから、料金徴収業務も現在は民間に委託をしております。窓口業務や料金徴収業務を民間委託に平成24年度から切り替えたということで、職員数の削減もさることながら、収納率向上に非常に寄与しておりまして、切り替え前は収納率が95.5%でありましたが、令和5年度には98.9%ということで、3.4%上昇させることができております。95%くらいの収納率になりますと、ほぼほぼ収納できている中で、ここから3%上げるというのはかなりハードなことでございます。ここは、民間のノウハウや専門的な知識を使って引き上げることができたということで、この収納率の向上だけでも2,000万円レベルの経営改善につながっておるところでございます。

さらに、経理業務の民間委託ということでございまして、上下水道事業は公営企業ということで、市役所の他の会計とは違いまして、複式簿記を取り入れたかなり難しいことをやっております。ここもなかなか技術が一朝一夕で身につかないという部分でありまして、民間業者様の力をお借りして間違いなく事務執行を図っているところでございますし、合わせて職員数の削減にもつながっているということです。

最後に、⑤その他の経営改善ということで、下水処理センターやクリーンセンターなど主要施設に、令和4年度から新電力を導入しております。今年度は、上水の施設と合わせて全部で11施設に新電力を導入しておりまして、見込み段階ではありますが、2,000万円レベルの電力の削減が図られるのではないかと期待しておるところでございます。

続いて、下水熱の空調利用など未利用エネルギーの有効活用です。まだまだ研究段階で明確な成果というのは難しいところではございますけれども、下水熱いわゆる汚水の発生する熱というのが、夏は涼しく、冬は暖かいため、この寒暖差を利用してエアコンに取り入れようという取り組みです。

続いて、適切な維持管理による施設の更新周期の延伸ということで、使える施設は壊れるまで使うことができるよう、当然長持ちさせるために適切な維持管理やメンテナンスを日々行っているということでもあります。中には、機械設備 15 年で耐用年数を迎えるものを、50 年近く使っているものもあります。

さらに、ストックマネジメント計画に基づく更新工事費の抑制・平準化ということでございまして、将来的な更新工事の具合をしっかりと見込みまして、費用の平準化を図っております。

これが今までの経営改善の取り組みの実績の主要なものでございます。

それから今後の取り組みについてですが、よく報道でも耳にしますが、ウォーターPPP という民間委託の深掘りをしたバージョンと言えるようなものがございます。当市もいろいろな自治体の事例を見ながら、間違いのない選択をする中で、検討を進めていきたいと思っております。

また、下水処理方式の根本的な見直しにも少し動いておりまして、今は下水処理センターのミニチュア版のようなものを、室野クリーンセンターなどに置いて下水処理をしていますが、それを例えば大型浄化槽に切り替えたらどうか、もちろん利用される市民の方には何の変更もないわけですが、そういったところで経営改善が図れないか検討を加えて今後につなげていきたいと考えております。説明は以上です。

《会長》

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見はありますでしょうか。

《A 委員》

新電力の導入について、もう少し具体的に説明していただけますでしょうか。

《事務局》

以前は東北電力一択だったわけですがけれども、電気事業の自由化があり、いろいろな電気事業者が価格で競争できるようになりました。当然、電力が止まってはならないため、安全性をしっかりと見定めた上で、十日町市全体としての取り組みで、高圧電力を新電力に切り替えて、電気代を節約していこうという動きでございます。電気料金が令和 3 年から令和 4 年にかけてかなり上がったところを踏まえての全庁的な取り組みということでございます。

《A 委員》

電力料金が上がっているのです、なかなか直接の比較は難しいと思いますけれども、おおよそ何割ぐらい削減できたのでしょうか。

《事務局》

総額の数字を今は押さえておりませんが、単価で言うと、だいたい5%ぐらい変わってくると考えております。これは本当にイメージとして捉えていただきたいのですが、総額のレベルでも5%ぐらい従前より変わってくるものと期待しています。もちろん同時に単価自体が上がっているとなかなか一律の比較ができないわけですが、同じ土俵で比べた場合はだいたいそのぐらい違うものと考えております。

《会長》

その他、ご質問やご意見など、どなたかございませんでしょうか。特には内容ですので、議事を進めたいと思います。

③答申書（案）について

《会長》

次に（3）答申書（案）について、事務局から説明願います。

《事務局》

資料2をご覧ください。前回の審議会におきまして、それまでの審議を踏まえた上で、委員全員のお考えをお聞きし、先ほど資料1の一覧表にて整理をさせていただきました。繰り返しますが、改定の程度、改定率につきましては、さまざまご意見が出たところでございますが、最終的には、審議会として、一つの方向性の答申書を作成し、市長に意見する必要がございます。そこで、事前に事務局のほうでたたき台を作成しまして、先ほど当日資料2で見ていただいたとおり何点か修正意見を頂戴した中で、今回改めて答申の案を作成しましたので説明させていただきます。

まず、資料2の表紙ですが、改めて、市長からの今回の諮問事項につきましては、令和8年度から4年間の下水道使用料の改定についてということでございます。

では、裏面をお願いします。最初に【1 下水道使用料改定の必要性について】ということがございます。下線の部分をご覧くださいと、最後は「下水道使用料の改定はやむを得ないと判断する。」ということで結んでおりますが、そこに至る市の現状を書かせていただいております。

まず、市民の生活環境の向上を図るために、下水道等の普及を進めて普及率は95%を超えていること、

それから、下水道使用料は、市町村合併以降から現在に至るまで、引き下げ改定はしましたが、引き上げ改定はせずに、ある意味据え置いてきたという事実、

それから、一方で近年の急激な人口減少などによりまして、使用料収入の減少が継続して見込まれるということ、

それから、今後一斉に更新時期を施設が迎えるために、更新や維持管理に莫大な費用が必要になってくるという事実、

それから、激甚化する災害対策、陥没等の事故対策も、必須の状態であるということで、下水道事業を取り巻く環境が一変したということを書いております。

その中で、「持続可能な事業のための収入確保が喫緊の課題であると言わざるを得ない。将来世代に大きな負担を残さないため、下水道使用料の改定はやむを得ないと判断する。」と結ばさせていただきました。

続きまして【2 改定の程度（改定率）について】でございます。先ほどの資料1のとおり、独立採算を目標としつつ、その上で市民生活等へ配慮する、という意見をベースとして作成しております。

まず一番最初に、「赤字補填を解消し、独立採算を図るためには、37.1%の値上げ改定が必要であり、本来、この改定率を目標にすべきである。」と書いてあります。ここで、公営企業としての大原則を明記させていただきました。

次に、「しかしながら、下水道使用料は市民生活に直結し、地域経済を支える事業者にとっても大きな影響を及ぼすものである。急激な負担増とならないよう段階的な改定とするなど可能な限り市民生活等へ配慮するべきである。」ということで、ここは多くの委員の皆さまからご意見があった、負担軽減を求める旨を記載させていただいております。

それから最後に、「経費回収率に事実上の目標水準（80%以上）があることにも留意し、改定率の目安とされたい。」として、市民生活への配慮の程度、目安につきまして方向性を表現しております。この経費回収率に関しましては、国庫補助金の要件になっていることもさることながら、公営企業としての経営状況を最も端的に表す指標となっております、そこにこだわる必要性があるということを、審議の場で資料をお示しして、ご理解をいただいたものと考えております。そのような中で、答申書（案）の中でも経費回収率という言葉を使わせていただきました。

次のページをお願いします。【3 附帯意見】でございます。こちらは今ほどの改定の必要性や、改定率以外のご意見を取りまとめたものになっております。

（1）は、経営改善の部分に対して、市に念押しする内容となっております。先ほど、経営改善の取り組みの報告をさせていただきましたけれども、今後も継続してしっかり取り組むように、という意見になっております。

(2)は、下水道事業のさまざまな課題が全国的なものであり、今後国による制度改正が大いに考えられるということで、それに伴う各種財政措置は十分に活用して、経営基盤の強化を求めてくださいという意見でございます。審議会の中でも、これにつながるご意見をいただいたところでございます。

(3)は、一般家庭は当然として、地域経済を支える事業者への配慮を忘れないようにという内容になります。地域経済の停滞は、回り回って市民生活に跳ね返るといったご意見ありましたので、極端に偏った料金体系とならないよう、配慮を促すものとなっております。

(4)は、市民周知に関することでございます。いたずらに混乱を招かないように、しっかりと分かりやすく周知するようにということでございます。当たり前のことですが記載をさせていただいております。

最後のページにつきましては、本審議会にご尽力賜りました委員の皆様の名簿を載せさせていただき、審議会の開催状況も補足した中で、答申書(案)ということで作成をしましたので、この後ご意見やご感想を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

《会長》

それでは、今ほど事務局から答申書(案)の内容について説明がありました。修正が必要な点あるいは、確認したい点などございますでしょうか。

《B 委員》

答申書(案)の2の改定率について、37.1%はあくまでも目標とする改定率だと思うのですが、このように出てしまうと、一見37.1%上がるのではないかと受け止められるように感じました。後段を読めば段階的ということが分かるのですが、この数字が一人歩きしてしまうような気がしています。

また、市民に分かりやすく周知することを考えると、来年の6月からは何%の改定があるということを伝えるために、2の一番最後で、改定率は「目安」という表現ではなく、例えばパターン②であれば24.5%を明記したほうが良いのではと感じています。

《事務局》

ご意見ありがとうございます。実は今ほどのご意見に関しては、事務局でも一考したところではございます。37.1%という数字は、当然、この率ありきでは無いことは、後段を読むと明確なわけですが、あえて取り入れたのは、やはり公営企業という立場上、独立採算はどうしても目標とすべきであって、今はこのくらい上げないと独立採算を図れない状態であるというところを、数字としてお示しする必要があるだろうと判断したところです。反対に37.1%を記載しないで答

申書を作った場合は、具体的にどのくらい上がるのかというのが、逆に分からなくなってしまうのではないかと考えております。

それから市民への周知については、当然、議会で議決を仮にいただいたという大前提での予定となりますが、令和7年度3月議会で仮に議決された場合、6月の改定に向けて、4月・5月で周知を図っていくということになります。とはいえ、実際に料金の徴収が始まるのは、6月以降の使用分が反映される9月からがメインになるため、丁寧な周知を行う時間はあるものと考えております。

改定率を「目安」ではなく明記することについては、【資料1】のとおり様々なご意見もあったことから、今審議会の中で一本化するのは難しいだろうという判断のもと、こういう表現に留めさせていただきました。市長に答申をした中で、しっかりと最適な改定率を検討し、それから議会に諮っていきたいと考えております。

《B 委員》

市民に周知するときには、何%改定するということは、ちゃんと表記ができるということでしょうか。

《事務局》

そのとおりです。

《会長》

よろしいでしょうか。答申書としては数値は出さずに、今後市民にははっきり示すということで、そういう方法となりますけれどもよろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。次回の審議会で答申書を確定する予定ですので、細かい修正以外の意見の出どころとしては、今回が最後になるかと思しますのでよろしくお願いします。どうかご意見ありませんでしょうか。

《C 委員》

審議会として、やはり37.1%という数字は明確に答申書に謳ってあってよいかと思います。

《D 委員》

審議会を経ているため、我々はこの文章の意味合いが非常によく分かるんですけれども、何も分からない状態でこの文章だけを読むと、37.1%というのが非常に強いインパクトを持っていると思います。その後に、事実上の目標水準の経費回収率80%以上を目安とされたいという文言があるんですけれども、実はこの部分が審議会の意見として強く出したいところだと思いますので、ここをもう少し強く表現したいなと思います。

《事務局》

ご意見ありがとうございます。まず、独立採算を図るためには37.1%だ。しかし、市民生活が大変なのでこういうふうにしていきたい。この文章の流れは、おそらくこれでいいと思っております。

強調したい部分というところは、ご意見のとおりであるため、検討させていただきます。

《E 委員》

改定率の目安とされたいという、最後のところが少し弱い感じがするため、表現を検討いただければと思います。

《F 委員》

今回上げて、何年後にまた上げるとか、そういうことも記載したほうが良いのではないのでしょうか。また、いつまでも37.1%を目指していくのか、それともずっと24.5%のままで続けていけるのかというところもあると思います。

これから人口減少も進むため、収入も非常に減ると思います。それに、十日町市は範囲が広いので、下水管の距離も率にすると、他のところと比べて非常に長いと思います。ですから、値段を何年後にまた上げるのかとか、そういうのがやっぱり必要だと思います。

《事務局》

ご意見ありがとうございます。確かにそういう部分を書いてあれば、これを見て市民の方も、何と言いますか気持ちの準備ができると言っているのかわかりませんが、そういったメリットもあるのかもしれない。

ですが、今回の答申については、あくまで令和8年度から4年間の改定を行うための答申であります。それから、現在、国による制度改正の手が入っている部分もありまして、この4年後がどういう状況になるかはなかなか見通せない部分がありますので、今までは10年・20年ぐらいで使用料を決めてきたものを、今後は4年間ずつこまめに見直しをするということにしております。したがって次の4年間どうするかは、次のまた審議会で改めて検討して、答申書で表現していきたいと考えております。

《G 委員》

先ほどD委員がおっしゃられたように、最後の改定率の目安とされたいというところは、もう少し強く表現をしたほうが、やっぱりいいのかなと感じました。あとのところは、このままで良いと思っています。

《H 委員》

2 番の改定の程度について、最初～しかしながら…、までの文章はすごくいいかなと思います。先ほどもご意見あったように、なお書きの部分が、やはりこれだと今までの議論の過程を知らない方が見たときに、わかりづらいかなと感じました。パターン②を知った上で読むとわかるが、知らないで理解が難しいところであると思われる。

《I 委員》

経費回収率 80%の改定率を目安とされたいというところの変更と、あとは急激な負担増とならないようにというところも、今と同じように強調していただきたいと思います。

《J 委員》

37.1%の値上げの下に、急激な負担増とならないようにと書いてあると、一見急な負担が増えるのではないかと、市民の方もそう受け止められると思うので、ぜひ最後の部分を強調していただきたいと思います。事故もかなりあり、今本当に下水道使用料を上げるいい時期だと思うため、早急にやっていった方がいいのかなと考えています。

《K 委員》

附帯意見（3）で「…事業者への影響も“特に”大きなものとなるため、…」とありますが、これを見ると事業者への影響の方がより大きくなるというふうに感じるため、“特に”というのは削除した方がよろしいのではないのでしょうか。

《L 委員》

“特に”を外しても良いのではないのでしょうか。事業者の配慮もするけれども、文言として“特に”というのが事業者に的を絞った感じがしてしまうように思われます。

《M 委員》

文章の受け取り方は人それぞれの部分があると思うので、どちらがいいとははっきりと言えないんですけども、この意味合いとしては、一事業者で年間 100 万円単位で上がったとか、一般企業は数千円だが、大きな企業はそれの数百倍だということで、金額的な意味合いでは特に大きなものとなるため、過度な表現ではないかなと思います。

《事務局》

今、改めてご意見いただいて、国語として少し違和感を感じた部分もあります。決してどちらかに肩入れする話ではないので、K 委員や L 委員のおっしゃるように、“特に”を外すことが一番バランスがとれた対応かなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

《全委員》

※異議なし

《事務局》

改定率の目安とされたいという部分を、強調したり、もう少し分かるようにということですが、具体的な修正の方向性ということでご意見いただければありがたいです。

《N 委員》

来年の6月から上げる率というのは、最終的にどこで決めるのでしょうか。議会の委員会などで決めるのでしょうか。

《事務局》

決定するのは、議決をする議会ですが、議会に上げる議案を作るのは市長です。

《O 委員》

議会に議題が上がったときに、この答申書の経費回収率の目標水準 80%以上という数字だけでは、改定率がどれくらいの目安になるのか、実は 24.5%という数字が、答申書にないとわからないのではないかと思います。

《事務局》

これはあくまで市長に対する答申書です。市長が議会に上げる議案・議題の中には、当然何%にします、この理由については、例えば経費回収率 80%を維持するためです、というような、しっかり議員の皆さまが判断に値するような資料を作ります。したがって、答申書がそのまま議員に直接提出されるということではありません。

《O 委員》

そうであれば、ここまで数字を答申書に記載することにこだわる必要はないのかなと思います。

《事務局》

ありがとうございます。事務局としてもそういう前提の中で答申書の案を考えております。あくまで審議会としては市長にはこういう意見をする。その先は市長の判断の中で改定率を決め、あとは市長と議会の中でのやり取りということで考えています。

《P 委員》

この答申書よくできていると思うので、あまり修正しないほうが良いと思います。言うことはしっかりと書いてあるし、問題はないと思います。

《事務局》

この最後の経費回収率のところで、もう少し表現を強くしたほうが良いのではないかというご意見もあり、またこれまでの審議会の中で経費回収率にこだわりたいと説明していることから、ここの部分がすごく重要なところとなっております。例えば腹案ですが、「経費回収率に事実上の目標水準があることから、改定率の設定にあたり反映いただきたい。」と少し意味合いに強弱をつけた表現であればどうかということでご検討いただければと思います。

《会長》

今ほど事務局から提案いただいた腹案は、確かに目安とされたいよりは、かなり明確になっていると思いますので、そのような表現でいかがでしょうか。また、その他に表現についてご意見があればお願いしたいと思います。

《全委員》

※意見なし

《会長》

それではこの部分については、今ほどの案を、事務局で検討をお願いします。

-----休憩-----

《事務局》

今後の審議会の進め方についてみなさまに提案をさせていただきます。

答申書については、急激な負担増とならないようという部分、それから改定率の目安とされたいという部分の表現の仕方を工夫する、と意見が集約されたと思っております。

ついては、今の2点について事務局で検討したものを会長と副会長にまずご確認をいただき、その後委員のみなさまに郵送して、特に意見がなければそれをもって確定という流れにさせていただきます。

また、答申書が確定したら市長に実際に答申するという流れになりますが、本来であれば全員が参集して手交のセレモニーを行うのがよりベターなのかと思いますが、みなさまご多用のことと思いますので、答申書の市長への手交も、会長と副会長にお任せいただければと思います。

以上、第5回の対面での審議会を省略することと、市長への手交式を会長と副会長に一任することの、2点について提案をさせていただきます。

《会長》

ただ今提案があった2点についてよろしいでしょうか。ご意見などはありますでしょうか。

《全委員》

※意見なし

《会長》

それでは今の提案については、そのとおり進めさせていただきますので、事務局は準備をお願いします。

それでは以上を持ちまして本日の審議は終了しました。これにて議長の役を解かせていただきます。以降の進行は事務局にお返しします。

《事務局》

小松会長ありがとうございました。また委員の皆さまも長時間お疲れさまでございました。

5 その他

《事務局》

それでは次第の5 その他ということでございますが、今ほどの決定のとおり、本日の審議会をもって答申書のほうがほぼほぼ形になるということで、第5回の対面での審議会は行わないことといたします。なお、この提案につきましては、本日欠席の3人の委員にも了承いただいておりますので、申し添えさせていただきます。

それから答申書の手交のセレモニーについて、会長及び副会長に一任していただきました。その手交の日は、12月2日の予定でございます。その様子や議事については、しっかりと委員の皆さまにお知らせをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは5番その後は以上となります。全体として何か改めてご発言ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

6 閉会

《事務局》

それでは以上をもちまして、令和7年度第4回上下水道事業審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。